

令和6年第2回（3月）上越市議会定例会

農政建設常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
報告第6号	専決処分した事件の承認について(令和5年度上越市一般会計補正予算(専第8号))	農政課ほか	1～4
議案第15号	令和5年度上越市一般会計補正予算(第10号)	農政課ほか	5～18
議案第40号	上越市漁港管理条例の一部改正について	農林水産整備課	19～20
議案第62号	公有財産の減額貸付けについて	農政課	21
議案第70号	指定管理者の指定について(六夜山荘)	農村振興課	22～25
議案第71号	指定管理者の指定について(上越市南葉高原キャンプ場)	農林水産整備課	26～29
議案第6号	令和6年度上越市一般会計予算	農業委員会事務局ほか	30～115

農林水産部
農業委員会事務局

予算案件における目標の記載について

全ての事業を義務的事業、経常的事業、政策的事業に分類し、下記のように整理して記載しています。

- 1 義務的事業…生活保護など扶助費全般や戸籍事務、国県事業等への負担など
 - ・法定受託事務など法令等の目的・趣旨と事業の目的と合致しており、市民に安定的にサービスを提供することが目標であるため記載しません。
 - ・市の政策としてサービスを付加する場合は記載しています。
- 2 経常的事業…財務会計事務、契約事務、庶務事務、施設の維持管理運営など
 - ・行政運営に必要不可欠な財務会計事務などの内部管理事務については、滞りなく実施することが目標であるため記載しません。
 - ・施設の維持管理運営は、適切な維持管理と運営により市民等が安全安心に利用できることが目標であるため記載しません。ただし、施設の付加価値を高めるための取組を実施し、入館者や利用者数、利用件数や実施件数などを設定できる場合は目標を記載しています。
- 3 政策的事業…上記以外の事業
 - ・全ての事業について目標を記載しています。

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	報告第6号
提 出 課	農政課

歳出科目 (P200～P201)	6款1項3目	農業振興費
------------------	--------	-------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
水田農業推進事業	390,049	49,415	439,464

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
県支出金	37,061	負担金補助及び交付金	
一般財源	12,354		49,415

【補正理由】

令和6年能登半島地震で被災した農業協同組合が所有する共同利用施設について、国の補助制度に市独自の補助金を加え、早期復旧を図るため、補正予算を専決処分したもの(2月14日専決補正)

【補正内容】

(実施内容)

- ・事業名：強い農業づくり総合支援交付金（被災産地施設支援）〔国補〕
- ・対象者：えちご上越農業協同組合
- ・対象経費：共同利用施設の修繕費
- ・補助率：2/3以内（国：1/2以内、市：補助残額の1/3）

(歳入)

項 目		補 正 前	補 正 額	補 正 後
県支出金	強い農業づくり総合支援交付金	205,146	37,061	242,207

(歳出)

項 目		補 正 前	補 正 額	補 正 後
負担金補助及び交付金	強い農業づくり総合支援交付金	205,146	49,415	254,561

歳出科目（P200～P201）	6款1項3目	農業振興費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
担い手育成確保支援事業	125,921	8,666	134,587

主な補正財源		主な経費	
県支出金	6,500	負担金補助及び交付金	
一般財源	2,166		8,666

【補正理由】

令和6年能登半島地震で被災した農業者等が所有する農業用施設及び機械について、国の補助制度に市独自の補助金を加え、早期復旧を図るため、補正予算を専決処分したものの（2月14日専決補正）

【補正内容】

（実施内容）

- ・事業名：農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）〔国補〕
- ・対象者：被災農業者
- ・対象経費：農業用施設及び機械の修繕費等
- ・補助率：①農業用施設及び機械（トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、格納庫、加工施設、畜舎など）の再取得・修繕
2/3以内（国：1/2以内、市：補助残額の1/3）
②農業用ハウスの再建・修繕
1/2以内（国：3/10以内、県：1/10以内、市：1/10以内）
※園芸施設共済に加入している場合は、別途共済金が支払われる。

（歳入）

項目		補正前	補正額	補正後
県支出金	農地利用効率化等支援交付金	0	6,500	6,500

（歳出）

項目		補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	農地利用効率化等支援交付金	0	8,666	8,666

提 出 課	農林水産整備課
-------	---------

歳出科目 (P 200～P 201)	6 款 2 項 2 目	林業振興費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事 業 名	補 正 前	補 正 額	補 正 後
林業振興補助費	18,703	5,292	23,995

主 な 補 正 財 源		主 な 経 費	
一般財源	5,292	負担金補助及び交付金	5,292

【補正理由】

令和 6 年能登半島地震で被災した特用林産物施設について、国による復旧・復興に向けた補助制度に市独自の補助金を加え、迅速な支援を行うため、補正予算を専決処分したものの（2 月 14 日専決補正）

【補正内容】

（実施内容）

- ・ 事 業 名：森林整備・林業等振興整備交付金 [国補]
- ・ 対 象 者：林業者等の組織する団体
- ・ 対象経費：栽培棚、散水設備、培地^{ほいち}、資材の復旧・整備等
- ・ 補 助 率：国（1/2）補助残額の 1/3

（歳出）

項 目		補 正 前	補 正 額	補 正 後
負担金補助及び交付金	森林整備・林業等振興整備交付金	0	5,292	5,292

歳出科目 (P200～P201)	6款3項1目	水産業振興費
------------------	--------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
水産業活性化対策事業	2,137	24,144	26,281

主な補正財源		主な経費	
県支出金	17,422	負担金補助及び交付金	
一般財源	6,722		24,144

【補正理由】

令和6年能登半島地震で被災した水産業施設等について、国・県による復旧・復興に向けた補助制度に市独自の補助金を加え、迅速に支援を行うため、補正予算を専決処分したもの（2月14日専決補正）

【補正内容】

（実施内容）

- ・事業名：水産業共同利用施設緊急復旧整備事業 [国補]
- ・対象者：上越市漁業協同組合
- ・対象経費：荷さばき施設等の整備
- ・補助率：7/10（国：1/2、県：1/10、市：1/10）

- ・事業名：農林水産業施設等災害復旧支援事業 [県補]
- ・対象者：上越市漁業協同組合
- ・対象経費：船巻揚げ機等の修繕
- ・補助率：2/3（県：1/3、市：1/3）

（歳入）

項目		補正前	補正額	補正後
県支出金	水産業施設復旧支援事業補助金	0	17,422	17,422

（歳出）

項目		補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	水産業施設復旧支援事業補助金	0	24,144	24,144

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第15号
提出課	農政課

歳出科目 (P70~P71)	6款1項3目	農業振興費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
自然循環型農業推進事業	50,616	△10,127	40,489

主な補正財源		主な経費	
県支出金	△7,596	負担金補助及び交付金	
一般財源	△2,531		△10,127

【補正理由】

環境保全型農業直接支払交付金が当初の見込みを下回ることから、減額するもの

【補正内容】

○環境保全型農業推進事業 △10,127

実績見込面積：676ha - 当初計画面積：892ha = △216ha

(主な理由)

- ・カバークロップの緑肥種子代が高騰したことにより、取組を断念した組織があったため
- ・渇水の影響により水をためることができず、冬期たん水管理の取組ができないほ場があったため

(歳入)

項目		補正前	補正額	補正後
県支出金	環境保全型農業直接支払交付金	36,051	△7,596	28,455

(歳出)

項目		補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	環境保全型農業直接支払交付金	48,069	△10,127	37,942

提出課	農村振興課
-----	-------

歳出科目 (P72~P73)	6款1項3目	農業振興費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
中山間地域等活性化対策事業	655,317	△12,054	643,263

主な補正財源		主な経費	
県支出金	△11,858	負担金補助及び交付金	
一般財源	△196		△12,054

【補正理由】

中山間地域等直接支払交付金が当初の見込みを下回ることから、減額するもの

【補正内容】

○中山間地域等直接支払交付金 △12,054

集落協定内での話合いの結果、当初予定していた新規の加算措置の取組を見送ったほか、全国の交付金所要額が国の予算額を超過し、国費配分額が減額されたことに伴い、集落協定への交付金を減額交付したため

(歳入)

項目		補正前	補正額	補正後
県支出金	中山間地域等直接支払交付金	466,032	△11,858	454,174
	集落協定等交付分	464,638	△12,054	452,584
	市町村推進事業分	1,394	196	1,590

(歳出)

項目		補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	中山間地域等直接支払交付金	622,202	△12,054	610,148

歳出科目 (P72~P73)	6 款 1 項 3 目	農業振興費
----------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
農業・農村ネットワーク事業	19,195	△4,047	15,148

主な補正財源		主な経費	
一般財源	△4,047	委託料	△4,047

【補正理由】

正善寺工房を活動拠点とする地域おこし協力隊 1 人の募集を行ったが、この間採用がなかったため、所要額を減額するもの

【補正内容】

○農業・農村ネットワーク事業（正善寺工房） △4,047

（歳出）

項目		補正前	補正額	補正後
委託料	地域おこし協力隊業務委託料	4,752	△4,047	705

※3 月採用がある場合に必要な経費を除き減額

提出課	農政課
-----	-----

歳出科目 (P72~P73)	6款1項3目	農業振興費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
水田農業推進事業	439,464	19,343	458,807

主な補正財源		主な経費	
県支出金	19,343	負担金補助及び交付金	19,343

【補正理由】

農産物の生産コストが増加している農業者の経営の安定化を図るため、県議会12月定例会で増額された農林水産業総合振興事業を活用し、燃油・電気使用量及び肥料費の低減に資する農業用機械等の導入費の一部を支援するための経費を増額するもの

【補正内容】

(実施内容)

- ・対象者：(補助) 農地所有適格法人、農業者等の組織する団体
(リース) 農業協同組合、民間リース会社
※借受者…認定農業者、認定新規就農者等
- ・採択要件：次のいずれかが基準(原則直近3か年実績の平均値)より10%以上低減することが見込まれること
 - ①燃油使用量
 - ②電気使用量
 - ③肥料費
- ・補助率：(一般地域) 5/10以内
(中山間地域) 5.5/10以内

(歳入)

項目		補正前	補正額	補正後
県支出金	農林水産業総合振興事業費補助金	139,186	19,343	158,529

(歳出)

項目		補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	省エネルギー対応農業生産条件整備支援事業費補助金	139,186	19,343	158,529

歳出科目 (P72~P73)	6款1項3目	農業振興費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
担い手育成確保支援事業	134,587	△38,434	96,153

主な補正財源		主な経費	
県支出金	△30,778	報酬	△4,086
一般財源	△7,656	共済費	△793
		報償費	△460
		使用料及び賃借料	△1,968
		負担金補助及び交付金	△30,778

【補正理由】

新規就農者育成総合対策事業、農林水産業総合振興事業及び地域おこし協力隊を活用した担い手育成事業について、それぞれ当初の見込みを下回ることから、所要額を減額するもの

【補正内容】

○新規就農者育成総合対策事業 △19,500 (県補)

過去の申請実績から経営発展支援事業補助金(4件分)及び経営開始資金(4件分)を見込んでいたが、経営開始資金で1件該当したものの、その他は補助要件等から申請には至らなかった。

(歳入)

項目		補正前	補正額	補正後
県支出金	新規就農者育成総合対策事業補助金	21,000	△19,500	1,500

(歳出)

項目		補正前	補正額	補正後
負担金補助 及び交付金	経営発展支援事業補助金	15,000	△15,000	0
	経営開始資金	6,000	△4,500	1,500
合計		21,000	△19,500	1,500

○農林県単事業費補助金(担い手育成) △11,278 (県補)

事業費が確定し、当初見込額を下回ったため

(歳入)

項目		補正前	補正額	補正後
県支出金	農林水産業総合振興事業費補助金	15,151	△11,278	3,873

(歳出)

項目		補正前	補正額	補正後
負担金補助 及び交付金	農地所有適格法人育成事業費補助金	15,151	△11,278	3,873

○地域おこし協力隊を活用した担い手育成事業 △7,656

地域おこし協力隊（農業研修生）として2人の採用を見込んでいたが、この間採用がなかったため（3月採用がある場合に必要な経費を除き減額）

（歳出）

項 目		補 正 前	補 正 額	補 正 後
報酬	会計年度任用職員報酬	4,457	△4,086	371
共済費	会計年度任用職員共済組合負担金	824	△793	31
報償費	報償金	480	△460	20
需用費	燃料費	367	△349	18
使用料及び 賃借料	自動車借上料	1,109	△1,062	47
	住宅借上料	946	△906	40
合 計		8,183	△7,656	527

歳出科目 (P72~P73)	6款1項4目	畜産業費
----------------	--------	------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
畜産振興対策事業	39,667	△3,973	35,694

主な補正財源		主な経費	
一般財源	△3,973	負担金補助及び交付金	△3,973

【補正理由】

粗飼料価格高騰緊急対策支援金について、事業費の確定に伴い減額するもの

【補正内容】

区分	当初			実績			差引 (B - A)
	戸数	頭数	支援額 (A)	戸数	頭数	支援額 (B)	
乳用牛	8	160	11,520	7	112	8,064	△3,456
肉用牛 (繁殖)	12	200	8,800	14	117	5,148	△3,652
肉用牛 (肥育等)	4	370	7,030	20	535	10,165	3,135
合計	24	730	27,350	41	764	23,377	△3,973

※戸数は、乳用牛と肉用牛の飼養状況により重複あり

(制度概要)

- ・ 交付対象者：乳用牛又は肉用牛を飼養する市内の畜産農家
- ・ 交付金額：粗飼料の価格上昇分に係る畜種別費用相当額（支援金単価）に飼養頭数を乗じて得た金額

※1頭当たりの支援金単価

乳用牛	: 72,000円
肉用牛（繁殖）	: 44,000円
肉用牛（肥育等）	: 19,000円

(歳出)

項目		補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	粗飼料価格高騰緊急対策支援金	27,350	△3,973	23,377

提出課	農林水産整備課
-----	---------

歳出科目 (P72~P73)	6款1項5目	農地費
----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
農業用施設等維持管理費	982,935	△35,792	947,143

主な補正財源		主な経費	
県支出金	△22,337	委託料	△5,302
一般財源	△13,455	負担金補助及び交付金	△30,490

【補正理由】

農業用施設等維持管理費及び多面的機能支払補助金について、当初の見込みを下回ることから、所要額を減額するもの

【補正内容】

- 農業用施設等維持管理費 △5,302
(歳出)

項目		補正前	補正額	補正後
委託料	実施設計委託料	6,061	△5,302	759

- 多面的機能支払補助金 △30,490
(歳入)

項目		補正前	補正額	補正後
県支出金	多面的機能支払推進事業補助金	3,777	569	4,346
	多面的機能支払補助金	694,917	△22,906	672,011

(歳出)

項目		補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	多面的機能支払補助金	926,556	△30,490	896,066

歳出科目 (P72～P75)	6款1項5目	農地費
----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
土地改良事業	782,240	△132,973	649,267

主な補正財源		主な経費	
分担金及び負担金	△716	一般財源	△67,766
県支出金	△991	委託料	△628
市債	△63,500	工事請負費	△5,519
		負担金補助及び交付金	△126,826

【補正理由】

県営及び団体営土地改良事業の事業費の確定に伴い所要額を減額するもの

【補正内容】

○県営土地改良事業負担金 △126,826

(歳入)

項目		補正前	補正額	補正後
分担金及び負担金	県営ため池等整備事業分担金	331	△18	313
	県営農地環境整備事業分担金	-	2	2
	県営中山間地域農業農村総合整備事業分担金	3,192	△672	2,520
市債	経営体育成基盤整備事業	298,000	△30,600	267,400
	かんがい排水事業	94,200	△26,700	67,500
	中山間総合整備事業	300	200	500
	農地防災事業	53,200	△22,100	31,100
	中山間地域農業農村総合整備事業	17,400	△3,700	13,700

(歳出)

項目		補正前	補正額	補正後	
負担金補助及び交付金	県営経営体育成基盤整備事業負担金	307,570	△36,203	271,367	
	合併前上越市	木島	597	△243	354
		今池	8,950	△1,400	7,550
		広島	110	△23	87
		中江有田	37,950	△17,372	20,578
		石沢	31,200	6,736	37,936
		島田	46,121	△8,800	37,321
		和田北部	21,800	△1,156	20,644
		青野	29,050	△2,900	26,150
		三郷	33,300	△3,900	29,400
		高土東部	3,100	-	3,100

項目		補正前	補正額	補正後	
負担金補助及び 交付金	合併前上越市	岩木	1,300	△1,300	-
		高士南部	8,200	-	8,200
		下池部	5,700	-	5,700
		飯	50	-	50
	大潟区・吉川区	東潟	19,050	△75	18,975
		朝日池北部	750	△750	-
	吉川区	原之町	28,872	△800	28,072
	板倉区	高野	1,000	200	1,200
	清里区	北野	10,800	△3,000	7,800
		清里第1	18,200	-	18,200
		清里第2	950	△950	-
		清里第3	520	△470	50
	県営湛水防除事業負担金		6,870	△2,619	4,251
	大潟区	新堀川	6,870	△2,619	4,251
	県営ため池等整備事業負担金		51,882	△22,808	29,074
	合併前上越市	蟹沢	550	-	550
		下馬場池	5,390	△519	4,871
		蜂ヶ嶺	1,320	△770	550
		古川	612	△219	393
		青野	880	990	1,870
	浦川原区	山本	5,280	△2,090	3,190
	牧区	棚広	2,240	-	2,240
	吉川区	大久保	3,190	779	3,969
		仲伝尻下	550	1,430	1,980
		南沢	550	-	550
		町田	3,850	△3,850	-
		大岩	1,520	△800	720
	板倉区	針	17,810	△17,784	26
	清里区	坊ヶ池	2,200	△550	1,650
	三和区	三和	5,720	△781	4,939
	名立区	宇山	220	1,356	1,576
	県営農地環境整備事業負担金		300	211	511
	安塚区	樽田	-	11	11
吉川区	道之下	300	200	500	
県営基幹水利施設ストック マネジメント事業負担金		214,000	△59,949	154,051	
大潟区・頸城区	潟川2期	139,500	△32,973	106,527	
柿崎区・吉川区	赤川	74,500	△26,976	47,524	

項 目		補 正 前	補 正 額	補 正 後	
負担金補助及び 交付金	県営かんがい排水事業負担金	12,250	△1,036	11,214	
	浦川原区・ 頸城区	頸城	9,900	△236	9,664
	三和区	多能	2,350	△800	1,550
	県営中山間地域農業農村総合 整備事業負担金	26,517	△4,422	22,095	
	安塚区・浦川原 区・大島区	東頸北部	13,130	△4,420	8,710
	牧区	牧	7,618	52	7,670
	清里区	上中條	5,769	△54	5,715
	県営農道橋等保全対策事業負 担金	4,000	-	4,000	
	合併前上越市	上越2期	2,000	-	2,000
名立区	荒田・宮 ノ谷	2,000	-	2,000	

○県単農業農村整備事業 △1,827

(歳入)

項 目		補 正 前	補 正 額	補 正 後
分担金及び 負担金	県単農業農村整備事業分 担金	3,916	△166	3,750

(歳出)

項 目		補 正 前	補 正 額	補 正 後
工事請負費	農地・農業用施設工事	7,051	△1,827	5,224

農地・農業用施設工事内訳

地 区		補 正 額	変更内容
吉川区	向山	△1,827	実績に基づく減

○団体営調査設計事業 △628

(歳出)

項 目		補 正 前	補 正 額	補 正 後
委託料	調査計画委託料	7,667	△628	7,039

調査計画委託料内訳

地 区		補 正 額	変更内容
牧区	泉	△628	実績に基づく減

○農村地域防災減災事業 △3,692

(歳入)

項目		補正前	補正額	補正後
県支出金	震災対策農業水利施設整備事業補助金	59,890	△1,344	58,546

(歳出)

項目		補正前	補正額	補正後
工事請負費	農地・農業用施設工事	46,354	△3,692	42,662

農地・農業用施設工事内訳

地区		ため池名	補正額	変更内容
牧区	上越南部 第3	三郎治	△2,008	実績に基づく減
板倉区		休場池	△4,371	
名立区	上越西部 第7	上ノ山	3,686	
合併前 上越市		北の入池	△469	
		小滝池	△530	

歳出科目 (P74~P75)	6款2項3目	林道整備事業費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
既設林道維持管理事業	191,561	△32,972	158,589

主な補正財源		主な経費	
県支出金	△26,330	委託料	△15,308
市債	△6,400	工事請負費	△17,664
一般財源	△242		

【補正理由】

林道事業補助金の交付決定を受け、財源を組み替えるほか、決算見込みにあわせて予算を整理するもの

【補正内容】

(歳入)

項目		補正前	補正額	補正後
県支出金	林道整備事業費補助金	65,740	△25,375	40,365
	林道点検診断・保全整備事業補助金	4,860	△955	3,905
市債	林道整備事業	18,500	△6,400	12,100

(歳出)

項目		補正前	補正額	補正後
委託料	測量委託料	3,025	△1,150	1,875
	実施設計委託料	13,544	△12,240	1,304
	調査業務委託料	9,735	△1,918	7,817
工事請負費	林道維持工事	106,977	△17,664	89,313

林道維持工事等内訳

地区	路線名(橋梁名)	補正額	変更内容
合併前 上越市	上綱子線ほか	△1,918	補助金の交付決定額が当初の見込みを下回ったことによる減及び入札差金による減
	南葉高原線(ビンゴ沢大橋)	△15,961	
浦川原区	飯室横川線(仲清水橋)	△5,690	補助金の交付決定額が当初の見込みを下回ったことによる減
大島区	菖蒲線	△7,700	
牧区	宇津俣線(仲入橋)	△1,703	

歳出科目 (P84~P85)	11 款 1 項 1 目	農地、農業用施設災害復旧費
----------------	--------------	---------------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
農地、農業用施設災害復旧費	203,891	△8,338	195,553

主な補正財源		主な経費	
分担金及び負担金	△1,511	一般財源	△37,355
県支出金	34,828	負担金補助及び交付金	
市債	△4,300		△8,338

【補正理由】

昨夏の渇水対策により実施した干ばつ災害水田復旧事業において、県の補助金交付決定を受け、財源を組み替えるとともに、事業費の確定に伴い所要額を減額するほか、令和4年に発生した牧区棚広地区及び清里区梨平地区の農地災害復旧工事において、国の補助率増高にあわせて財源を組み替えるもの

【補正内容】

○干ばつ災害水田復旧事業補助金 △8,338
 対象面積 計画 184ha
 実績 165ha

(歳入)

項目		補正前	補正額	補正後
分担金及び負担金	令和4年発生農地、農業用施設災害復旧事業分担金	1,542	△1,511	31
県支出金	令和4年発生農地、農業用施設災害復旧事業補助金	7,711	4,051	11,762
	令和5年発生農地、農業用施設災害復旧事業補助金	5,871	30,777	36,648
市債	令和4年発生農地、農業用施設災害復旧事業	6,100	△5,900	200
	令和5年発生農地、農業用施設災害復旧事業	0	1,600	1,600

(歳出)

項目		補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	干ばつ災害水田復旧事業補助金	69,368	△8,338	61,030

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第 4 0 号
提 出 課	農林水産整備課

上越市漁港管理条例の一部改正について

1 改正理由

県に準じ、漁港の占用料の額を改定するほか、漁港漁場整備法の一部改正に伴い、文言を整備するもの

2 改正内容

- (1) 「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。（第 1 条関係）
- (2) 漁港区域内の水域及び公共空地において、占用料の徴収の対象となる者を追加する。（第 1 8 条関係）
- (3) 漁港施設の占用料の額を改定する。（別表第 1 関係）
- (4) 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。（附則第 2 項関係）

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

4 上越市漁港管理条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和 2 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）の規定に基づき、上越市有間川漁港、上越市柿崎漁港及び上越市大潟漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公共空地等占用料)</p> <p>第 1 8 条 漁港の区域内の水域（本市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第 3 9 条第 1 項の規定による占用の許可を受けた者又は法第 4 3 条第 4 項に規定する<u>認定計画実施者（法第 4 4 条第 1 項に規定する認定計画において法第 4 2 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第 5 0</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u> _____（昭和 2 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）の規定に基づき、上越市有間川漁港、上越市柿崎漁港及び上越市大潟漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公共空地等占用料)</p> <p>第 1 8 条 漁港の区域内の水域（本市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第 3 9 条第 1 項の規定による占用の許可を受けた者 _____</p>

改正案				改正前			
<p>条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)からは、別表第2に定める占用料を徴収する。ただし、<u>法第39条第4項</u>に規定する者については、この限りでない。</p>				<p>_____からは、別表第2に定める占用料を徴収する。ただし、<u>同条第4項</u>_____に規定する者については、この限りでない。</p>			
2 略				2 略			
別表第1 (第17条関係)				別表第1 (第17条関係)			
1 略				1 略			
2 占用料				2 占用料			
区分	算定の基礎	占用料の額		区分	算定の基礎	占用料の額	
		漁業関係者	漁業関係者以外の者			漁業関係者	漁業関係者以外の者
(略)				(略)			
3 管類を設置する場合	1メートル1年につき	180円	250円	3 管類を設置する場合	1メートル1年につき	150円	220円
(略)				(略)			
備考 略				備考 略			

所 管 委 員 会	農政建設常任委員会
関 係 案 件	議案第 6 2 号
提 出 課	農政課

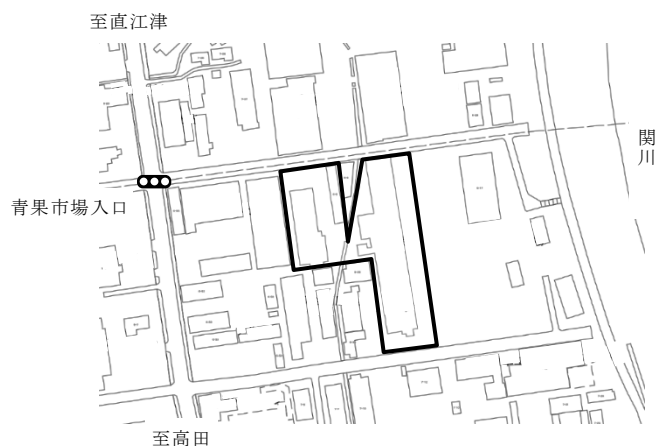
公有財産の減額貸付けについて

1 減額貸付を行う理由

市場機能を確保していくため、新印上越青果株式会社に青果物市場の用地として貸し付けている土地を、同社に減額貸付けするもの

2 貸付土地

- (1)所在地 上越市藤巻 52 番 外 4 筆
(2)区 分 宅地
(3)面 積 10,078.59 m²



貸付土地位置図

3 貸付期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 貸付料

- (1)貸付料の年額 3,965,925 円
(2)貸付料の設定根拠
・7,931,850 円/年 (評価貸付料) ×50% (50%減免)
(3)減額の背景

- ・青果物市場は、地域における園芸生産と消費を安定させる機能を有しており、施設の老朽化による修繕費用の増加や流通の変化に適応しながら、その機能を確保していく必要がある。
- ・一方で、青果物市場の建物は、上越地方広域事務組合が解散する際に、同組合から無償譲渡されたものであるが、建設後 50 年以上が経過し、老朽化による修繕が、市場を運営する同社の経営にとって大きな負担となっている。
- ・このため、削減が難しい固定費である貸付料を軽減することで、同社の経営改善の取組を後押しするもの

5 相手方

上越市藤巻 6 番 12 号
新印上越青果株式会社 代表取締役社長 小山 恒光

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第70号
提出課	農村振興課

指定管理者の指定について（六夜山荘）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	特定非営利活動法人自然王国ほその村
所在地	上越市安塚区細野 997 番地 1
設立年月日	平成 16 年 10 月 18 日
設立目的	自然、農業、農村のくらし等を通じて、農村と都市との交流、福祉の増進、農地の保全、環境の保全などの実践事業を行い、中山間地域における模範的な集落づくりを進め、もの、人、情報を有効に活用し、心豊かな魅力あふれる事業展開と集落運営を行うことを目的とする。
団体の事業	①農村と都市との田舎体験に関する事業 ②食文化の伝承、技の伝承、体験、普及に関する事業 ③各種福祉サービスの提供に関する事業 ④自然保護、生態系維持を目的とした環境保全に関する事業 ⑤六夜山荘の管理運営に関する事業 ⑥かあちゃんの家管理運営に関する事業 ⑦工房ほその村の管理運営に関する事業 ⑧その他上記事業に付随する事業

(2) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

同団体は、六夜山荘を管理運営するために設立された団体であり、施設の設置目的を十分に理解し、農業体験等の場の提供と都市と農村の交流を通じた地域活性化に取り組んでいるほか、施設の日常点検や清掃、軽微な修繕などを適切に実施していることから、同団体が管理運営を行うことが最も効果的に施設の設置目的を達成することができるものと判断し、公募は行わず、引き続き、特定非営利活動法人自然王国ほその村を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>①管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山菜や自家製野菜など地域で採れた食材を提供し、地産地消を推進するとともに、地域との連携を密にし、交流イベントの開催や体験活動の受入れを行い、地域に根付いた施設として運営していく。 ・管理については日常の点検や清掃等の実施などで衛生面には十分に配慮し、安心して快適に利用していただける環境整備に努める。

②サービスの向上

- ・接客に当たっては、「親切・丁寧」を心掛け、お客様が癒やされる空間づくりに努める。
- ・施設周辺の自然を活用し、田舎体験や農作業体験、観察会などの要望があった際には、インストラクターによる案内サービスなどを提供する。

③自主事業

- ・施設の設置目的を念頭におき、地域の特性をいかしたイベントの開催により都市との交流の場を提供する。
みどりのほその春の祭典（5月）
灯の回廊キャンドル設置（2月）

④収支計画

（単位：千円）

区 分		〈参考〉実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①収入	利用料金収入	1,374	1,100	1,100	1,100
	指定管理委託料	1,523	2,470	2,470	2,470
	その他	2,918	3,000	3,000	3,000
	合計	5,815	6,570	6,570	6,570
②支出		6,083	6,570	6,570	6,570
差引（①－②）		△268	0	0	0

⑤目標とする施設利用者数

（単位：人）

区 分		〈参考〉実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間の 利用者 数	日帰り利用者数	415	500	500	500
	宿泊利用者数	256	230	230	230
	合計	671	730	730	730

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合することを基本とした。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービス向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったか確認した。
- イ 指定管理者選定基準に基づき、提出された書類により、「適切な管理」「サービス向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について基準点（最高点の60%）を満たしているか判定し、全ての項目について基準を満たしている場合に総合評価として適切とした。

(3) 審査項目及び配点

大項目（配点）	小項目
①適切な管理 (30点)	(1)管理運営の方針
	(2)正規職員、パート職員、季節職員の配置状況、業務別に配置される標準的な人員、施設における組織の体制図
	(3)委託する業務、委託業務の管理、有資格者の確保、職員の能力開発
	(4)安全対策
	(5)個人情報の取扱い
	(6)施設管理業務の実績
②サービス向上 (35点)	(1)サービス向上と経費縮減の考え方
	(2)サービス向上面でのポイント
	(3)利用促進の具体的な方策
	(4)サービス向上のための工夫
	(5)市民要望の把握
	(6)苦情への対応
	(7)自主事業
③管理の安定 (10点)	(1)定款・規約等
	(2)登記事項証明書又は構成状況の書類
	(3)3か年の収支計画書
④経費の縮減 (10点)	(1)経費縮減面でのポイント
⑤その他 (15点)	(1)施設管理業務以外の事業又は活動
	(2)社会貢献活動の実績
	(3)アピールすべき事項
総合評価	(1)全ての項目が適切（○）であること

(4) 審査結果

審査項目	最高点	基準点	採点	評価	評価コメント
①適切な管理	30	18	25	○	当施設における管理業務実績があり、適切な管理体制が整っている。
②サービス向上	35	21	25	○	利用者への親切・丁寧な対応を心掛けるとともに利用者ニーズや利用形態に合った体験や食事の提供により、サービスの向上が見込まれる。
③管理の安定	10	6	8	○	収支計画に無理がなく、適切な管理運営が見込まれる。

④経費の縮減	10	6	8	○	経費削減を意識した運営により、経費の縮減が見込まれる。
⑤その他	15	9	15	○	施設の設置目的の達成に必要な知識と経験をいかした運営が期待される。
総合評価	100	60	81	適切	指定管理候補者として適切である。

※令和5年度から、従前の○×方式に基づく審査を改め、採点方式に基づく審査とした。なお、審査結果表においては、基準を満たした場合は「○」を、満たさない場合は「×」を参考までに記載している。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④	7,410
②令和6年度指定管理料(委託料)		2,470
③令和7年度指定管理料(委託料)		2,470
④令和8年度指定管理料(委託料)		2,470
⑤前指定期間の指定管理料平均額		1,523
⑥指定管理料の増減額	①-(⑤×3年)	2,841

(2) 主な増減理由

エネルギー価格及び人件費の高騰など収支状況を勘案し指定管理料を増額した。

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第71号
提出課	農林水産整備課

指定管理者の指定について（上越市南葉高原キャンプ場）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	南葉高原キャンプ場管理運営協議会
所在地	上越市寺町2丁目20番1号
設立年月日	昭和56年4月1日
設立目的	林業構造改善事業計画に基づく、森林総合利用促進事業により、上越市が設置した各施設の円滑なる管理運営並びに、金谷地域の発展と所得の向上を図ることを目的とする。
団体の事業	①南葉高原キャンプ場の管理及び運営に関する事業 ②その他、本会の目的達成に必要な事業

(2) 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 指定の理由

同団体は、上越市南葉高原キャンプ場を管理運営するために設立された団体であり、自然環境の維持保全や地域振興に貢献しているほか、本キャンプ場を安全で快適に利用できるように、日々の保守点検や施設修繕、小まめな清掃などを心掛けており、オープン当初から適正な施設管理に努めている。

また、利用者にまた来たいと感じてもらえるような親切丁寧な接客や、多様化する利用者のニーズに精一杯寄り添うなど、サービス向上にも尽力している。

こうした実績から、本キャンプ場の管理者としてふさわしい団体であると判断したため、公募は行わず、引き続き、南葉高原キャンプ場管理運営協議会を指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>①管理運営方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上越市金谷地区の豊かな森林資源である本キャンプ場を活用し、利用者へ健康増進の場、環境学習の場を提供できるよう適正な管理運営を行う。 ・利用者にまた来たいと感じてもらえるよう、親切丁寧な接客や清掃の行き届いた清潔な施設管理などを心掛ける。 ・安全、快適に利用できるように、日々の保守点検、施設修繕などを心掛ける。 <p>②サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おもてなしの心を持った親切丁寧な接客対応を職員一同が常に心掛ける。 ・多様化する利用者のニーズに精一杯寄り添う。
--

③収支計画		(単位：千円)			
区 分		〈参考〉実績 令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
①収入	利用料金	5,688	5,900	5,900	5,900
	指定管理料	6,149	7,910	7,910	7,910
	その他	1,393	1,605	1,605	1,605
	合計	13,230	15,415	15,415	15,415
②支出		13,075	15,415	15,415	15,415
差引 (①－②)		155	0	0	0

※指定管理委託料は適正利益分を除く。

④目標とする施設利用者数		(単位：人)			
区 分		〈参考〉実績 令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
年間の利用者数		10,882	10,000	10,000	10,000

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合することを基本とした。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービス向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったか確認した。
- イ 指定管理者選定基準に基づき、提出された書類により、「適切な管理」「サービス向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について基準点（最高点の60%）を満たしているか判定し、全ての項目について基準を満たしている場合に総合評価として適切とした。

(3) 審査項目及び配点

大項目（配点）	小項目
①適切な管理 (30点)	(1)管理運営の方針
	(2)正規職員、パート職員、季節職員の配置状況、業務別に配置される標準的な人員、施設における組織の体制図
	(3)委託する業務、委託業務の管理、有資格者の確保、職員の能力開発
	(4)安全対策
	(5)個人情報の取扱い
	(6)施設管理業務の実績
②サービス向上 (35点)	(1)サービス向上と経費縮減の考え方
	(2)サービス向上面でのポイント
	(3)利用促進の具体的な方策
	(4)サービス向上のための工夫
	(5)地域振興・活性化に寄与する方策
	(6)市民要望の把握
	(7)苦情への対応
③管理の安定 (10点)	(1)定款・規約等
	(2)登記事項証明書又は構成状況の書類
	(3)3か年の収支計画書
④経費の縮減 (10点)	(1)経費縮減面でのポイント
⑤その他 (15点)	(1)施設管理業務以外の事業又は活動
	(2)社会貢献活動の実績
	(3)アピールすべき事項
総合評価	(1)全ての項目が適切（○）であること

(4) 審査結果

審査項目	最高点	基準点	採点	評価	評価コメント
①適切な管理	30	18	24	○	運営方針と目標が明確に掲げられており、業務内容に見合った運営体制が確立されている。
②サービス向上	35	21	27	○	利用者の希望に沿ったテントサイトを案内するなど、利用者のニーズに応えるよう心掛けている。
③管理の安定	10	6	6	○	施設設置当初から管理運営を行っており、安定した管理が見込まれる。

④経費の縮減	10	6	6	○	建設業経験者を雇用し、施設修繕の多くを職員で対応するなど、経費縮減が見込まれる。
⑤その他	15	9	13	○	地元協議会と共同で、本施設までの林道沿いのごみ拾いを実施するなど、環境維持にも貢献している。
総合評価	100	60	76	適切	施設を安全で快適に利用できるよう職員が一丸となって地域を盛り上げる熱意が見受けられる点など、管理者としてふさわしい団体であると判断した。

※令和5年度から、従前の○×方式に基づく審査を改め、採点方式に基づく審査とした。なお、審査結果表においては、基準を満たした場合は「○」を、満たさない場合は「×」を参考までに記載している。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④	23,955
②令和6年度指定管理料(委託料)		7,985
③令和7年度指定管理料(委託料)		7,985
④令和8年度指定管理料(委託料)		7,985
⑤前指定期間の指定管理料平均額		6,149
⑥指定管理料の増減額	①-(⑤×3年)	5,508

(2) 主な増減理由

人件費の高騰によるもの

所管委員会	農政建設常任委員会
関係案件	議案第6号
提出課	農業委員会事務局

歳出科目 (P 226～P 227)	6 款 1 項 1 目	農業委員会費
--------------------	-------------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
農業委員会活動費	26,109	26,299	△190

主な財源		主な経費	
県支出金	2,198	報酬	24,456
一般財源	23,911	需用費	194
		報償費	70
		役務費	262
		旅費	956
		使用料及び賃借料	151

【目的】

農地法等によりその権限に属する事項を処理するとともに、農地利用の最適化を推進し、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図ることにより、農業の健全な発展に寄与する。

【6年度目標】

- ・農地法等に基づく農地の利用調整、農地転用許可などの事項を適正に処理する。
- ・委員の資質向上のための研修に積極的に参加し、地域活動を活性化、農地利用の最適化を推進する。

【実施内容】

- ・総会、農地部会等の開催
総会・全体会 3 回、運営委員会 3 回、農地部会（第一、第二）各 12 回、農政部会 2 回
- ・委員の主な活動

区分	内容
農業委員	農地部会において、農地法等に基づく許認可等を決定するとともに、総会等において部会所管以外の事項を決定する。
農地利用最適化推進委員	農地部会に出席し、担当地域の農地の権利移動等を把握するほか、総会、農地部会において、必要に応じて意見を述べる。
共通	担当地域で農地利用の最適化等のため、農地の利用調整、農地利用状況調査、農地パトロール、新規参入者の支援、地域計画の策定に向けた業務、情報提供活動等を行う。

歳出科目（P 226～P 229）	6 款 1 項 1 目	農業委員会費
-------------------	-------------	--------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
農業委員会事務局運営費	19,278	18,773	505

主な財源		主な経費	
県支出金	3,679	報酬	6,083
使用料及び手数料	582	委託料	4,624
諸収入	179	共済費	1,464
		役務費	1,754
		負担金補助及び交付金	2,257

【目的】

農業委員会等に関する法律や農地法等に基づく所掌事務に従事するとともに、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動を支援し、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図ることにより農業の健全な発展に寄与する。

【6年度目標】

- ・農地法等の法令に基づく、農地転用許可申請などの許認可事務等を適正に行う。
- ・総会、農地部会等を円滑に運営するとともに、委員の地域活動を活性化する。
- ・農業者が必要とする情報を適時的確に提供する。

【実施内容】

- ・毎月開催する農地部会に農地転用許可等の事項を提出し、適正な処理がなされるようにする。
- ・担い手への農地集積や農地の遊休化を防止するため、委員が行う農業者からの相談対応や農地利用状況調査等の活動を支援する。
- ・委員の担当地区における農地情報等の共有と委員同士の連携を図るために地区会議等を開催する。
- ・地域計画の策定に向けて、委員が行う農地利用意向調査等を支援する。
- ・農作業労賃及び農業用機械利用料金の参考額等の情報を公表する。
- ・参考賃借料の見直しを行い、賃借料情報（実績）と併せて農業者等へ提供する。

提出課	農村振興課
-----	-------

歳出科目 (P 228～P 229)	6 款 1 項 2 目	農業総務費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
芙蓉荘管理運営費	5,481	5,596	△115

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	287	需用費	864
財産収入	10	役務費	49
諸収入	23	委託料	4,551
一般財源	5,161	使用料及び賃借料	17

【目的】

各種研修や地域コミュニティの醸成、地域住民の健康増進及び地域活動の活性化に資する拠点施設として、適切な管理と効率的な運営を行う。

【実施内容】

農業研修センター芙蓉荘の維持管理及び運営

<施設の概要>

所在地	大字富岡 3003 番地の 1
設置	昭和 54 年度
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
面積	853.27 m ²
管理	直営 (業務委託)

<利用実績>

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
利用者数	6,001 人	5,942 人	6,500 人

歳出科目（P228～P229）	6款1項2目	農業総務費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ファームセンター管理運営費	6,287	7,270	△983

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	463	一般財源	5,781
財産収入	11	需用費	1,471
諸収入	32	役務費	36
		委託料	4,716
		使用料及び賃借料	64

【目的】

地域住民の健康増進と地域コミュニティの醸成を図り、農村地域の生活環境の向上に寄与する拠点施設として、適切な管理と効率的な運営を行う。

【実施内容】

ファームセンターの維持管理及び運営

<施設の概要>

所在地	大字本新保 564 番地
設置	昭和 59 年度
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
面積	1,412.00 m ²
管理	直営（業務委託）

<利用実績>

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数	6,760 人	7,346 人	6,400 人

歳出科目（P228～P231）	6款1項2目	農業総務費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ラーバンセンター管理運営費	7,307	7,567	△260

主な財源			主な経費				
使用料及び手数料	926	一般財源	6,330	需用費	1,972	使用料及び賃借料	98
財産収入	11			役務費	45		
諸収入	40			委託料	5,192		

【目的】

地域住民の健康増進と地域コミュニティの醸成を図り、農村地域の生活環境の向上に寄与する拠点施設として、適切な管理と効率的な運営を行う。

【実施内容】

ラーバンセンターの維持管理及び運営

<施設の概要>

所在地	大和六丁目3番30号
設置	平成3年度
構造	鉄筋コンクリート造2階建
面積	1,151.22 m ²
管理	直営（業務委託）

<利用実績>

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）
利用者数	16,600人	16,762人	16,900人

歳出科目（P230～P231）	6款1項2目	農業総務費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
農村地区多目的集会所管理運営費	6,245	9,652	△3,407

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	103	報償費	709
諸収入	1	需用費	1,414
一般財源	6,141	役員費	135
		委託料	2,932
		使用料及び賃借料	186
		工事請負費	869

【目的】

コミュニティ活動を通じて、地域住民の交流による地域の連帯感を醸成し、活力ある農村地域社会の形成に資する拠点施設として、適切な管理と効率的な運営を行う。

【実施内容】

農村地区多目的集会所の維持管理及び運営

<主な維持管理>

大島生活改善センター屋根雪下ろし用命綱固定アンカー設置工事 319

大島若者交流会館屋根雪下ろし用命綱固定アンカー設置工事 550

<施設の概要>

区分	管理	施設名	予算額
合併前上越市	指定管理	中ノ俣地区多目的研修センター	1,690
	直営	高土地区多目的研修センター	
	指定管理	岩木多目的研修センター	
	指定管理	田園多目的研修センター	
浦川原区	直営	浦川原里山地域活性化センター	1,090
大島区	指定管理	大島生活改善センター	2,729
	指定管理	大島旭農村環境改善センター	
	指定管理	菖蒲農村環境改善センター	
	指定管理	大島若者交流会館	
名立区	直営	円田荘	736
計			6,245

提出課	農林水産整備課
-----	---------

歳出科目 (P 230～P 231)	6 款 1 項 2 目	農業総務費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
農村公園管理運営費	12,610	13,524	△914

主な財源		主な経費	
諸収入	84	報償費	5,496
一般財源	12,526	需用費	3,396
		役務費	96
		委託料	1,828
		使用料及び賃借料	937
		工事請負費	766

【目的】

少子高齢化が進む中で、地域の連携とコミュニティを構成する憩いの場として、住民が安心して利用できるよう公園環境を維持する。

【実施内容】

農村公園の維持管理及び運営

<主な維持管理>

地区	公園名	内容
合併前上越市	四斗溜池公園	スプリング遊具入替工事
	四ヶ所公園	ブランコ撤去工事
	六合公園	ブランコ撤去工事
柿崎区	七ヶ農村公園	鉄棒撤去工事
吉川区	原之町地区農村公園	ブランコ吊り金具・座面修繕
板倉区	曾根田地区農村公園	すべり台滑走部修繕
清里区	櫛池隕石落下公園	東屋塗裝修繕

<施設の概要>

地区	施設数	事業費	主な管理経費
合併前上越市	17	3,455	報償費、需用費、工事請負費
安塚区	1	141	報償費、委託料
浦川原区	3	868	報償費、需用費、使用料及び賃借料
大島区	8	1,299	報償費、委託料、使用料及び賃借料
柿崎区	3	495	報償費、需用費、工事請負費
頸城区	2	486	報償費、委託料、使用料及び賃借料
吉川区	2	538	報償費、需用費、委託料
中郷区	4	459	報償費、需用費、使用料及び賃借料
板倉区	19	2,389	報償費、需用費、使用料及び賃借料
清里区	5	1,370	報償費、需用費、委託料
三和区	7	463	報償費、需用費、使用料及び賃借料
名立区	6	647	報償費、需用費、使用料及び賃借料
計	77	12,610	

○地域独自の予算事業 898

[新]・隕石落下公園周辺の環境整備事業（清里区）（898）

交流人口を増やすため、地域住民が植物やホタルの観察会等を実施できるよう、東屋の修繕を行うなど、公園周辺の環境を整備する。

実施主体：市（提案団体：（一社）櫛池農業振興会）

提出課	農村振興課
-----	-------

歳出科目 (P 230～P 231)	6 款 1 項 2 目	農業総務費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
農林水産業融資支援事業	47,742	34,057	13,685

主な財源		主な経費	
県支出金	970	旅費	6
諸収入	44,372	需用費	3
一般財源	2,400	負担金補助及び交付金	3,361
		貸付金	44,372

農林水産業は、自然条件に左右されやすく価格変動等のリスクを伴うことから、利用しやすい融資制度や農業制度資金に対する利子助成制度を設け、農林水産業者の育成振興に寄与する。

○農林水産業振興資金融資事業 44,372

【目的】

利用しやすい市独自の融資制度により、農林水産業者の資金調達を支援する。

【実施内容】

- ・貸付額：10,000 千円以内
- ・貸付利率：年 1.5%
- ・償還期間：7 年以内（うち据置 2 年以内）
- ・相談・取扱窓口：えちご上越農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、上越市漁業協同組合（相談のみ）、くびき野森林組合、糸魚川信用組合、上越信用金庫、新井信用金庫、大光銀行、第四北越銀行、八十二銀行
- ・利用状況

区分	令和 4 年度		令和 5 年度（見込み）		令和 6 年度（見込み）	
	件数	預託額	件数	預託額	件数	預託額
継続分	15	24,073	10	13,225	7	8,572
新規分	0	0	3	17,200	6	35,800
計	15	24,073	13	30,425	13	44,372

○制度資金利子助成事業 3,370

【目的】

国等の農業制度資金や災害等による緊急金融支援の借入れを受けた農林水産業者に対し、利子及び保証料の助成を行うことにより、借入負担の軽減を図る。

【実施内容】

区 分	補助内容	補助額	財源内訳	
			県支出金	一般財源
農業経営基盤強化資金利子助成補助金 ※ ₁	利子助成	749	502	247
新潟県農林水産業振興資金8号資金等利子補給補助金 ※ ₂	利子補給	1,131	468	663
農林水産業振興資金等利子助成補助金 ※ ₃	利子助成	1,056	-	1,056
農林水産業振興資金等保証料助成補助金 ※ ₄	保証料助成	425	-	425

- ※₁ 平成24年4月1日以前の農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）借入者へ利子助成するもの（現在は国が助成）
- ※₂ 令和5年の猛暑・渇水により経営に影響を受けた農業者等へ貸付けを行っている金融機関に対し利子を補給するもの
- ※₃ 令和6年能登半島地震により経営に影響を受け、借入れを行った農業者等へ2年分の利子を一括助成するもの
- ※₄ 令和6年能登半島地震により経営に影響を受け、借入れを行った農業者等へ2年分の保証料を一括助成するもの

歳出科目（P230～P233）	6款1項2目	農業総務費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ろばた館管理運営費	25,493	25,629	△136

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	2,790	市債	7,700
財産収入	31	一般財源	13,155
諸収入	1,817	報償費	8
		需用費	10,658
		役員費	233
		委託料	13,467
		使用料及び賃借料	773
		負担金補助及び交付金	354

【目的】

余暇活動や心身の健康増進、世代を超えた交流の場として住民の連帯意識やコミュニティの活性化を図る拠点施設として、適切な管理と効率的な運営を行う。

【6年度目標】

施設利用者数 9,000人

【実施内容】

- ・ろばた館の維持管理及び運営
- ・地域の各種団体と連携したイベントの開催
- ・一部機能（温浴及び食堂）の廃止を見据え、その後の施設の利活用に向けた検討

<施設の概要>

所在地	名立区西蒲生田 155 番地
設置	平成7年度
構造	鉄骨造一部2階建
面積	985.00 m ²
管理	直営（業務委託）

<利用実績>

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数	9,710人	9,025人	9,000人

○地域独自の予算事業 348

- ・名立そばと旬の農産物フェア事業（名立区）（348）

ろばた館を会場に、名立区産そば粉を用いたそばの提供と地元特産品等を販売する「食のイベント」や、そば打ち体験を実施し、同館の利用促進や地域活性化、並びに地域資源を活用した所得の確保を図る。

実施主体：名立区農業振興協議会

提出課	農政課
-----	-----

歳出科目 (P 232～P 233)	6 款 1 項 3 目	農業振興費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
自然循環型農業推進事業	54,932	50,616	4,316

主な財源		主な経費	
県支出金	40,350	報酬	1,464
一般財源	14,582	職員手当等	421
		共済費	346
		委託料	1,188
		負担金補助及び交付金	51,314

「みどりの食料システム法」などに基づき、農業が有する多面的機能の維持・増進を図り、自然環境と調和のとれた持続可能な地域農業の実現に向けた取組を支援する。

○環境保全型農業推進事業 53,744

【目的】

有機農業を始めとする化学肥料や化学合成農薬の使用量を減らす取組により、地球温暖化防止や生物多様性の保全に貢献するとともに、消費者が求める安全・安心な農産物の生産を推進する。

また、有機 J A S 及び国際水準 G A P の認証取得を推進し、農産物の有利販売による農業所得の向上を図る。

【6 年度目標】

- ・環境保全型農業直接支払交付金の取組面積 953.1ha
- ・有機農業の取組面積 61.0ha

【実施内容】

- ・環境保全型農業直接支払交付金 51,064 (国補)

支援対象：農業者 2 戸以上で構成する農業者グループ

交付要件：化学肥料及び化学合成農薬の使用を原則 5 割以上低減する取組、有機農業の取組、みどりのチェックシートによる取組を実施

取組面積及び交付金額 (負担割合：国 1/2 以内、県 1/4 以内、市 1/4 以内)

取組内容	交付単価 (10a 当たり)	取組面積 (見込み)	交付金額
カバークロープ	6,000 円	43,022 a	25,813,200 円
堆肥の 施用	基本単価	13,000 a	5,720,000 円
	特例単価	3,124 a	687,280 円
有機農業	12,000 円	6,102 a	7,322,400 円
長期中干し	800 円	9,137 a	730,960 円
秋耕	800 円	1,773 a	141,840 円
冬期たん水管理 (有・畦) ※	8,000 円	3,601 a	2,880,800 円
冬期たん水管理 (畦) ※	5,000 円	15,475 a	7,737,500 円
IPM+畦畔除草及び秋耕	4,000 円	75 a	30,000 円
合計		95,309 a	51,063,980 円

※冬期たん水管理の「有」は「有機質肥料使用」、「畦」は「畦補強等実施」

- ・有機 J A S 認証取得事業補助金 100 (市補)

事業主体	補助対象	補助率
環境保全型農業直接支払交付金制度に取り組み、有機 J A S 認証を取得又は更新する経営体	有機 J A S 認証の取得審査及び登録認証機関による調査等に要する経費	新規：定額 (上限 100 千円) 更新：1/2 (上限 100 千円) ※耕作面積の拡大が必要

- ・国際水準 G A P 認証取得事業補助金 150 (市補)

事業主体	補助対象	補助率
環境保全型農業直接支払交付金制度に取り組み、国際水準 G A P 認証を取得又は更新する経営体	国際水準 G A P 認証の取得審査及び登録認証機関による調査等に要する経費	新規：定額 (上限 300 千円) 更新：1/2 (上限 150 千円)

- 河川カメムシ類防除対策事業委託料 1,188 (県委)

【目的】

河川周辺地域の水田におけるカメムシ類の被害を防止し、品質の高い米生産を維持する。

【6年度目標】

事業実施箇所における斑点米発生率が地域全体の平均値を下回る。

【実施内容】

河川周辺のカメムシ類防除を希望する農家組合等 (浦川原区、板倉区、名立区) に対して、河川敷及び土手の草木・雑草の刈払い及び搬出作業を委託する。

歳出科目 (P 232～P 233)	6 款 1 項 3 目	農業振興費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
園芸振興事業	2,102	13,714	△11,612

主な財源		主な経費	
県支出金	1,880	負担金補助及び交付金	
一般財源	222		2,102

水稲単一経営から複合経営への転換を促進し、収益性の高い園芸の導入による経営基盤の強化を図るとともに、園芸の産地化に向けた取組を支援する。

○園芸振興事業 222 (市補)

【目的】

園芸作物の導入に必要な機械や資材等の整備を支援し、複合経営への転換を促進する。

【6年度目標】

本事業の活用による園芸作付拡大面積 0.2ha 以上

【実施内容】

園芸用機械・施設の整備及び園芸品目の導入に必要な生産資材等の購入に要する経費の一部を補助する。(国県等の補助金の交付対象外を支援)

地区	事業主体	補助対象	補助率
市内 全域	農業生産組織等	アスパラガスの生産資材等の 購入費	1/2

○農林県単事業費補助金 (園芸振興) 1,880 (県補)

【目的】

園芸の生産拡大に必要な施設や機械等の整備を支援し、園芸産地の体質強化を図る。

【実施内容】

- ・園芸生産促進事業補助金

園芸用機械・施設の整備及び小規模基盤整備等に要する経費の一部を補助する。

地区	事業主体	補助対象	補助率
頸城区	えちご上越農業協同組合 (借受者：認定農業者)	アスパラガスのハウス施設の 整備費	4.5/10 以内

提出課	農村振興課
-----	-------

歳出科目 (P 232～P 235)	6 款 1 項 3 目	農業振興費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
中山間地域等活性化対策事業	671,404	655,317	16,087

主な財源		主な経費	
県支出金	478,113	報酬	10,719
市債	1,100	職員手当等	2,878
一般財源	192,191	委託料	2,224
		負担金補助及び交付金	
		共済費	2,497
			648,733

中山間地域農業の維持・振興を図るため、各地域が主体的に進める「将来ビジョン」の取組を資金と人材育成の両面で後押しするとともに、棚田地域の価値や魅力の発信に加え、棚田米の販売促進活動等の取組を一層推進する。

○中山間地域等直接支払交付金 636,639

【目的】

中山間地域の集落等が取り組む農業生産活動等を支援し、荒廃農地の発生防止と農業が有する多面的機能の増進を図る。

【6年度目標】

中山間地域等直接支払交付金の集落協定等が行う農業生産活動や共同取組活動などを支援するとともに、協定農用地の将来像等を明確にする「集落戦略」の作成と実践段階への移行が円滑に進むよう、集落協定への指導・助言などのサポートを行う。

【実施内容】

- 中山間地域等直接支払交付金

交付対象面積（見込み）：2,783ha（令和5年度実績比+51ha、+1.8%）

交付金額（見込み）：629,912（令和5年度実績比+23,948、+3.9%）

対策期間：令和2年度から令和6年度までの5年間（第5期対策）

対象行為：農業者等の中で締結される協定に基づき、5年間継続して行われる耕作のほか、農用地、水路及び農道等の維持・管理

交付金額の内訳

地目	区分	交付単価	交付対象面積	交付金額
田	急傾斜(1/20以上)	21,000円/10a	1,920ha	403,135
	緩傾斜(1/100以上)等	8,000円/10a	863ha	69,033
加算措置（棚田地域振興活動加算ほか4項目）			—	157,744
合計			2,783ha	629,912

- 「集落戦略」の作成と実践支援

作成内容：集落協定参加者の話し合いにより、協定農用地の将来像、集落の現状、対策の方向性、具体的な対策の内容やスケジュール、農業生産活動等の継続のための支援体制を明確化する。

作成協定数：75協定

戦略の実践：作成した集落戦略に位置づけられた担い手の確保等の具体的な対策を令和6年度中に実践する。

○中山間地域元気な農業づくり推進事業 24,176

【目的】

「将来ビジョン」の実現に向けた取組や条件不利農地における作物転換の取組、さらには、棚田米の販売促進活動等の取組を推進し、中山間地域農業の維持・振興を図る。

【6年度目標】

各地域における「将来ビジョン」の実現に向けた取組の後押しや条件不利農地における作物転換の取組推進により、農業生産活動の維持と農地の保全を図るとともに、首都圏等における上越産の棚田米の認知度向上を図るため、当市独自のPR動画等を作成し、独自性のある積極的な販売促進活動を展開する。

【実施内容】

・将来ビジョン実践事業費補助金 3,500

農地利用や地域農業の方向性を定めた「将来ビジョン」の実現を後押しするため、取組の本格的な実施に先立って行う準備や試行的な取組を始め、中心的役割を担う組織体制の構築に要する経費を支援する。

事業主体：3戸以上で組織する団体（農業者を1戸以上含む）

補助対象経費：「将来ビジョン」に掲げた取組の実現に向けた研修、試験的な栽培・加工、機械の借上げなどに要する経費

補助額：経費の実費相当額（取組1年目の上限500千円、取組2年目の上限250千円）

実施地域：地域自治体単位で将来ビジョンに掲げた取組を行う地域

1年目：安塚区、浦川原区、大島区、柿崎区、吉川区及び板倉区

2年目：谷浜・桑取区及び名立区

※牧区、中郷区及び清里区については、県の事業を活用し、別途、取組を推進

【将来ビジョン実践事業費補助金の活用事例】



「雪国マルシェ」（東京都）に出店し、
地域の特産品を販売
（谷浜・桑取区）



「名立新そばまつり」に提供した
「そば御膳」の開発
（名立区）

- ・中山間地域元気な農業づくり推進員による活動支援 13,188

農業の専門的な知識を有する中山間地域元気な農業づくり推進員が担当地域において、「将来ビジョン」に基づく取組を手助けするとともに、そば・山菜等の振興作物の栽培指導や助言を行う。

中山間地域元気な農業づくり推進員：4人

- [充]・棚田米の販売促進活動等の取組 3,783

棚田米の販売強化と自ら売る力を育成するため、引き続き、意欲ある農業者等が行うマーケティング活動を支援するとともに、首都圏等において上越産の棚田米の認知度向上に向けた宣伝活動を展開するため、市独自のPR動画やポスターを作成する。

区分	事業の内容
新規	・上越産の棚田米の認知度向上に向けた宣伝活動の取組強化 棚田の価値や魅力を伝えるPR動画やポスターを作成
継続	・棚田米の販売促進活動の支援 意欲ある農業者等の取組を「農林水産物等マーケティング活動支援事業補助金」等により支援 ・棚田米販売促進戦略プロジェクトチームの運営 「棚田米販売促進戦略」の策定及び各種取組の進捗管理等

- ・中山間地域振興作物生産拡大事業補助金 2,989

農地の保全と農業生産活動を維持するため、水稻の作付けが困難となった農地に、山菜やそばなどの振興作物を継続して栽培する農業者等を支援する。

事業主体：農家組合、農業者3戸以上で組織する団体等

補助対象経費：農地の再生作業（排水対策、深耕等）、営農定着作業（営農資機材の調達等）及び種苗の購入に要する経費

補助額：①再生・営農定着作業：経費の実費相当額（上限75千円/10a）
②苗購入費：経費の実費相当額（上限100千円/10a）
③種購入費：経費の実費相当額（上限8千円/10a）

○棚田地域振興事業 534

【目的】

人口減少、高齢化の進展等により、荒廃の危機に直面している棚田の保全を図るとともに、多様な主体の参画の下、棚田を核とした地域振興活動を促進する。

【6年度目標】

棚田地域振興法に基づく地域振興活動の促進と来訪者との交流機会を創出するため、新たに取組を開始する2地域の「棚田カード」を作成するとともに、既存の18地域の棚田カードや棚田マップ、市ホームページ等を活用して、棚田地域の情報や魅力等を積極的に発信する。

【実施内容】

- ・棚田地域振興協議会の運営等 259

棚田地域振興法に基づく棚田地域振興協議会の運営を通じて、地域間の情報を共有するとともに、他地域への波及や横展開を図る。

- ・棚田地域の情報発信 275

新たに2地域の「棚田カード」を作成し、当該地域の情報や魅力等を積極的に発信する。

作成地域：棚田新田（牧区）、高尾（牧区）

○緊急消雪促進対策事業費補助金 2,464

【目的】

消雪の遅れによる農業生産への影響を回避するとともに、農業者の消雪作業に係る費用負担を軽減する。

【6年度目標】

農業者が組織する団体等が行う消雪促進対策に要する経費を支援する。

【実施内容】

- ・令和6年4月1日以降に実施する消雪作業への支援 1,016
対象地域：4月1日現在の積雪量がおおむね100cm以上（水稻本田は250cm以上）の地域
- ・令和7年3月中に実施する必要がある消雪作業への支援 1,448
対象地域：3月15日現在の積雪量がおおむね180cm以上の地域

《支援内容》

事業主体：町内会、農家組合及び農業者3戸以上で組織する団体

補助対象経費及び補助率：

補助対象経費	対象施設	補助率	補助対象	
			令和6年 4月	令和7年 3月
機械除雪 (機械除雪委託費又は機械借上料)	・育苗用地及び育苗ハウス用地	5/10以内	○	○
	・育苗用地及び育苗ハウス用地までの耕作道	10/10以内		
	・水稻本田(かくはん及び筋掘り)	5/10以内		—
	・水稻本田までの耕作道			
手作業による消雪促進剤等散布(資材費)	・本畑及び水稻本田	5/10以内		
機械による消雪促進剤等散布(資材費及び機械借上料)				

○農林県単事業費補助金(中山間地域) 6,084(県補)

【目的】

中山間地域における生産体制の整備や継続的な営農体制の構築に向けた取組を推進する。

【実施内容】

- ・地域農林業生産体制整備事業費補助金 6,084

地区	事業主体	事業内容	補助率
板倉区	農地所有適格法人	畑作用機械1式	1/3以内
清里区	農地所有適格法人	コンバイン1台	1/3以内

○地域独自の予算事業 1,507

[新]・「棚田のきらめき」事業（牧区）（1,147）

地域の連帯感や活力の向上、山間地の棚田を中心とする役割や魅力等の発信、交流人口の創出を図るため、泉集落の棚田を会場に夏のライトアップイベント「棚田のきらめき」イベントを開催する。

実施主体：泉町内会

[新]・棚田と里山を取り巻く生物多様性の保全と利活用事業（吉川区）（360）

持続可能な生物多様性の保全と地域の振興を図るため、棚田・里山での自然体験イベントを行う。

実施主体：石谷町内会

歳出科目（P234～P235）	6款1項3目	農業振興費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
農業・農村ネットワーク事業	17,952	19,195	△1,243

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	52	需用費	2,617
諸収入	564	役務費	320
一般財源	17,336	委託料	14,739
		使用料及び賃借料	276

地場農産物を使用した加工体験教室の開催や加工品製造、販売等により、生産者と消費者との交流を促進し、地産地消を推進する。

○農業・農村ネットワーク事業（正善寺工房） 9,172

【目的】

豊かな自然に触れる憩いの場を提供するとともに、農林産物の加工体験や地域の産業と文化に関する情報発信を行い、地域の活性化を図る。

【6年度目標】

- ・加工体験教室参加者数 550人
- ・イベント参加者数 1,400人

【実施内容】

正善寺工房の維持管理及び運営

- ・地場農産物を使用した加工体験教室の開催
- ・地場農産物の消費拡大及び施設の利用促進を図るイベントの開催

<施設の概要>

所在地	大字下正善寺 1027 番地 2
設置	平成 11 年度
構造	鉄骨造平屋建
面積	449.52 m ²
管理	直営（業務委託）

<利用実績>

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数	5,095人	5,416人	5,646人
加工体験教室参加者	516人	473人	480人
イベント参加者数	-	1,226人	1,766人
その他来館者数	4,579人	3,717人	3,400人

○正善寺工房を活動拠点とする地域おこし協力隊員の委嘱 4,752

【目的】

地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を促進するとともに、食と農を通じた中山間地域の振興を図る。

【6年度目標】

食と農を通じた地域協力活動を展開するため、地域おこし協力隊員1人を委嘱する。

【実施内容】

地元を活動拠点とする団体に地域おこし協力隊員の雇用や活動支援等の業務を委託し、地域おこし協力隊員による農産加工品の開発や販売促進、郷土料理等の伝統的な食文化の伝承などを推進する。

○頸城区農業・農村ネットワーク事業（くびき食彩工房） 4,028

【目的】

加工体験教室を通して地産地消を推進するとともに、地域の食文化を継承する交流の場の提供などにより、地域の活性化を図る。

【6年度目標】

施設利用者数 1,600人（うち加工体験教室参加者数 110人）

【実施内容】

くびき食彩工房の維持管理及び運営

<施設の概要>

所在地	頸城区百間町 2076 番地 2
設置	平成 16 年度
構造	木造平屋建
面積	168.93 m ²
管理	指定管理（特定非営利活動法人くびき来夢ネット）

<利用実績>

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
利用者数	1,536 人	1,392 人	1,400 人
うち加工体験教室参加者数	102 人	117 人	100 人

提出課	農政課
-----	-----

歳出科目 (P 234～P 235)	6 款 1 項 3 目	農業振興費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
水田農業推進事業	43,336	45,717	△2,381

主な財源		主な経費	
県支出金	31,212	報償金	10
繰入金	2,478	旅費	31
一般財源	9,646	役員費	148
		使用料及び賃借料	35
		負担金補助及び交付金	
			43,112

持続的な水田農業の確立に向けて、「需要に応じた米生産」及び「戦略作物等の生産振興」等に取り組む上越市農業再生協議会の円滑な業務を支援するほか、農作業の省力化と生産コストの低減に資するスマート農業の普及を図る。

○経営所得安定対策等推進事業 31,278

【目的】

米の需給動向等を踏まえた米生産を推進するとともに、地域の特色をいかした産地づくりに向けた取組を支援し、農業経営の安定化を図る。

【実施内容】

- ・経営所得安定対策等推進事業費補助金 30,272 (県補)
農業の担い手に対する経営所得安定対策等の推進活動や需要に応じた振興作物の生産方針等の策定、各種補助事業などに要する事務的経費を補助する。
事業主体：上越市農業再生協議会
補助率：定額
- ・農業再生協議会等活動支援事業費補助金 940 (県補)
新潟米基本戦略の実現に向けた取組や認定方針作成者への適切な生産目安の提示などに要する事務的経費を補助する。
事業主体：上越市農業再生協議会
補助率：定額

○スマート農業推進事業 4,058

【目的】

先端技術を活用した農業機械の導入を推進し、農作業の省力化と生産コストの低減に資するスマート農業の普及拡大を図る。

【6年度目標】

省力・低コスト栽培の実演見学会を開催し、スマート農業の普及拡大を図る。

【実施内容】

- ・スマート農機実演見学会 158
生産コストの低減や作期分散（高温対策）につながる直播栽培をスマート農機と組み合わせて実演見学会を開催するとともに、その状況を市ホームページやSNS等で紹介する。

- ・ 中山間地域農業省力化推進事業費補助金 3,900 (市補)

中山間地域における農作業の負担軽減を図るため、ドローンの導入及び飛行技術の習得に係る経費の一部を補助する。(国県等の補助金の交付対象外を支援)

事業主体	補助対象	補助率
中山間地域で10ha以上の経営面積を有する農業生産組織等 ※1	ドローンの導入に要する経費	1/3 ※2 (上限1,000千円)
	ドローンの飛行技術の習得に要する経費	1/3 (上限100千円)

※1 中山間地域は上越市中山間地域振興基本条例の指定地域とする。

※2 ドローンを観光や地域活性化等に活用する場合、補助率を1/2とする。

- [新]○共同利用施設災害復旧事業 8,000

【目的】

令和6年能登半島地震により被災した共同利用施設の復旧を支援する。

【実施内容】

- ・ 共同利用施設災害復旧事業補助金 8,000 (市補)

乾燥調製施設などの共同利用施設の修繕等に係る経費の一部を補助する。

事業主体：えちご上越農業協同組合

補助率：国県補助残額の1/3以内

※ 上記の「本年度」及び「前年度」の金額は当初予算額である。

ただし、下記の表は、各年度における国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による補正予算の影響額を反映し、実質的な予算比較を表示している。

本年度			前年度			比較
令和5年度1月、3月補正予算額(※)	当初予算額	合計	令和4年度1月、3月補正予算額(※)	当初予算額	合計	
49,415	43,336	92,751	26,425	45,717	72,142	20,609

※各年度の補正予算額は、国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による額を示す。

提出課	農村振興課
-----	-------

歳出科目 (P 234～P 235)	6 款 1 項 3 目	農業振興費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
安塚地域産業振興施設管理運営費	8,320	10,495	△2,175

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	802	需用費	575
諸収入	379	役務費	195
一般財源	7,139	委託料	5,557
		使用料及び賃借料	238
		備品購入費	1,105
		負担金補助及び交付金	650

【目的】

地域の農林産物や加工品の販売などによる交流の促進、地域の農林産物の産地化・ブランド化の推進のほか、誘客、交流人口の拡大により地域の賑わいを創出し、農家所得の向上と地域の活性化に寄与する。

【6年度目標】

- ・雪だるま物産館利用者数 72,700 人
- ・樽田そば処利用者数 7,700 人
- ・雪中貯蔵施設利用率 55.0%

【実施内容】

安塚地域産業振興施設（雪だるま物産館、樽田そば処、雪中貯蔵施設）の維持管理及び運営

道の駅雪のふるさとやすづか内の当該3施設のほか周辺施設等とも相互に連携し、地域産業の振興に資することはもとより、雪国の文化や歴史を発信し、地域活性化の拠点となるよう取り組む。

<主な維持管理>

樽田そば処冷凍冷蔵庫更新 1,105

<施設の概要>

施設名称	雪だるま物産館	樽田そば処	雪中貯蔵施設「ユキノハコ」
所在地	安塚区樽田 140 番地	安塚区樽田 156 番地	安塚区樽田 158 番地
設置	平成 7 年度	平成 15 年度	令和 2 年度
構造	鉄筋コンクリート造 平屋建	木造平屋建	木造 2 階建
面積	426.15 m ²	192.11 m ²	432.31 m ²
管理	指定管理（手づくり百人協同組合）	指定管理（農事組合法人ながくら）	直営（業務委託）

<利用実績>

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
雪だるま物産館利用者数	68,424人	71,088人	71,800人
樽田そば処利用者数	7,178人	7,580人	7,400人
雪中貯蔵施設利用率	59.2%	51.7%	53.6%

○地域独自の予算事業 603

・やすづか「小さな祭り」開催事業（安塚区）（603）

安塚区の「食」と「雪」がそろう「雪だるま物産館」及び「雪中貯蔵施設ユキノハコ」、観光スポットである「リバーサイドロード」を活用し、区内の様々な活動団体が連携するイベントを開催することで、活動団体の意欲向上と地域の魅力発信を図る。

実施主体：特定非営利活動法人NPO雪のふるさと安塚

歳出科目（P234～P235）	6款1項3目	農業振興費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
月影の郷管理運営費	5,033	5,234	△201

主な財源		主な経費	
市債	3,600	需用費	180
一般財源	1,433	委託料	4,704
		使用料及び賃借料	73
		備品購入費	76

【目的】

農村地域の活性化に向け、農業体験と地域食材をいかした食を提供することにより、都市と農村の交流を促進するとともに、地域のコミュニティ活動の拠点として、適切な管理と効率的な運営を行う。

【6年度目標】

施設利用者数 6,400人（日帰り者数5,600人、宿泊者数800人）

【実施内容】

月影の郷の維持管理及び運営

<施設の概要>

所在地	浦川原区横住 410 番地
設置	平成 17 年度
構造	宿泊棟 鉄筋コンクリート造 3 階建 浴室棟 木造平屋建 多目的ホール 鉄骨造平屋建
面積	2,092.00 m ²
管理	指定管理（月影の郷運営委員会）

<利用実績>

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数	5,247人	6,451人	6,000人
日帰り者数	5,031人	5,720人	5,250人
宿泊者数	216人	731人	750人

歳出科目（P234～P235）	6款1項3目	農業振興費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
川上笑学館管理運営費	1,130	4,592	△3,462

主な財源		主な経費	
一般財源	1,130	旅費	3
		需用費	281
		役務費	9
		委託料	824
		使用料及び賃借料	13

施設の利用者数が減少していることや施設を管理運営する地域団体の構成員の高齢化などを踏まえ、施設の必要性や管理運営等について検討してきたところ、指定管理者から管理団体として継続が困難との申し出があった。これを受け、改めて施設の必要性等について検討した結果、体験交流や宿泊サービスは近隣の公共施設において代替できるとの判断に至り、令和5年度をもって施設の運営を休止することとした。なお、休止中は、施設を適切に維持管理しながら、地域内での利活用のほか、他の民間事業者による利活用策を探っていく。

【実施内容】

- ・川上笑学館の維持管理
- ・サウンディング調査等の実施及び利活用策の検討

<施設の概要>

所在地	牧区切光 1438 番地
設置	平成7年度
構造	木造2階建
面積	351.12 m ²
管理	直営

<利用実績>

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
利用者数	554人	804人	800人
日帰り者数	361人	500人	580人
宿泊者数	193人	304人	220人

歳出科目（P234～P237）	6款1項3目	農業振興費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
六夜山荘管理運営費	2,791	1,699	1,092

主な財源		主な経費	
市債	1,900	需用費	100
一般財源	891	委託料	2,635
		使用料及び賃借料	56

【目的】

農村地域の活性化を図る拠点として、農業体験と地域食材を使用した郷土料理の提供、独自イベントの実施により、都市と農村の交流を促進するとともに、適切な管理と効率的な運営を行う。

【6年度目標】

施設利用者数 730人（日帰り者数500人、宿泊者数230人）

【実施内容】

六夜山荘の維持管理及び運営

<施設の概要>

所在地	安塚区細野 1151 番地 1
設置	平成 8 年度
構造	木造 2 階建
面積	441.66 m ²
管理	指定管理（特定非営利活動法人自然王国ほその村）

<利用実績>

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)
利用者数	382 人	671 人	700 人
日帰り者数	322 人	415 人	470 人
宿泊者数	60 人	256 人	230 人

提出課	農政課
-----	-----

歳出科目 (P 236～P 237)	6 款 1 項 3 目	農業振興費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
担い手育成確保支援事業	132,574	97,406	35,168

主な財源		主な経費	
県支出金	92,985	報酬	9,350
諸収入	4,362	職員手当等	2,345
市債	2,300	共済費	2,086
一般財源	32,927	役務費	2,864
		負担金補助及び交付金	
			112,185

地域農業の担い手の確保・育成を図るため、上越市担い手育成総合支援協議会と連携し、様々な就農イベントやおためし農業体験、SNS等を活用し、当市の農業と暮らしに関する情報を発信するとともに、国の地域おこし協力隊制度を活用するなど、多様な新規就農者の発掘に取り組む。

また、経営感覚に優れた強い経営体を育成し、持続的な地域農業を実現するため、農地の集積・集約化を推進するとともに、地域農業の将来像を見据えた「地域計画」の策定を進める。

【6年度目標】

- ・新規就農者確保数 38人
- ・担い手への農地集積率 77.5%

○上越市担い手育成総合支援協議会支援事業補助金 10,684 (市補)

【目的】

認定農業者を始めとする意欲的な担い手の確保・育成を図るほか、地域の実情に応じた営農組織の設立・統合や法人化を推進し、持続可能な地域農業を実現する。

【実施内容】

農業関係機関・団体で構成する「上越市担い手育成総合支援協議会」が実施する各種事業に要する経費を補助する。

〈協議会の主な事業内容〉

- 法人設立、法人間連携等に関する取組の推進
- 簿記・税務、労務管理、経営改善など研修会の開催
- 農業経営改善計画の作成など認定農業者の支援
- 就農希望者の相談対応、新規就農者への巡回訪問等による営農指導などのサポート

○農業振興公社運営費補助金 5,850 (市補)

【目的】

中山間地域の農業を支える農業振興公社を支援し、農業生産活動の維持と農地の保全を図る。

【実施内容】

4 農業振興公社 (浦川原、大島、牧、清里) の経営状況を踏まえて運営費を補助するほか、経営改善に向けた指導助言を行う。

○農地中間管理受託事業 8,532 (県委)

【目的】

農業経営の規模拡大や新規参入等による農用地の利用の効率化及び高度化を促進し、農業の生産性の向上を図る。

【実施内容】

公益社団法人新潟県農林公社（農地中間管理機構）からの受託業務として、農地の利用権設定に関する相談対応や貸出・借受希望者とのマッチング等を行い、担い手への農地集積・集約化を推進する。

○農林県単事業費補助金（担い手育成） 167 (県補)

【目的】

認定新規就農者の農地確保を支援することにより、就農の円滑化を図り、多様な就農ルートを通じて意欲ある若者を確保・育成する。

【実施内容】

・新規就農者育成促進事業

令和3年度までに認定新規就農者に認定された人に対して、利用権設定した農地の賃借料の一部を補助する。

地区	事業主体	補助対象	補助率
合併前 上越市	上越市 (借受者：認定新規就農者)	利用権設定農地 407.53a	5/10 以内

○経営体発展総合支援事業 9,509 (県補)

【目的】

農地中間管理事業を活用し、規模拡大を図るための機械及び施設整備に要する経費の一部を補助する。

【実施内容】

地区	事業主体	事業内容	補助率
合併前 上越市	民間リース会社 (借受者：認定農業者)	枝豆収穫機 1 台	5/10 以内
頸城区	民間リース会社 (借受者：認定農業者)	トラクター1 台 (ロータリー含む)	5/10 以内

○農業次世代人材投資事業 4,202 (県補)

【目的】

新規就農者を支援し、地域農業の担い手不足の解消を図る。

【実施内容】

50 歳未満で新たに独立・自営により就農した人に対して、就農直後（5 年以内）の経営の確立に要する資金を交付する。（令和3年度までに事業採択された人が対象）

○機構集積協力金交付事業 45,444 (県補)

【目的】

農地中間管理事業を活用し、担い手への農地の集積・集約化を推進する。

【実施内容】

地域計画の策定に向けた話し合いを実施した地域（集落等）の農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付けた地域に協力金を交付する。

○地域計画策定推進事業 3,374 (県補)

【目的】

地域の実情に応じて担い手への農地の集積・集約化を計画的に取り組み、持続可能な地域農業を実現する。

【実施内容】

地域の農業者や関係機関・団体等との話し合いを通じて、目指すべき将来の農地利用の姿を明確にする「地域計画」を策定する。

計画策定主体：市

計画策定地区：26 地域自治区（うち令和5年度未完了予定：9地区）

※市街化区域（高田区・直江津区）を除く

計画策定期間：2か年（令和5・6年度）

○新規就農者育成総合対策事業 30,836 (県補)

【目的】

農業への新たな人材の確保と担い手の育成・定着を支援し、地域農業の担い手不足の解消を図る。

【実施内容】

・経営発展支援事業 26,250

支援対象：令和5年度以降に新たに農業経営を開始する50歳未満の認定新規就農者
ただし、親元就農者は親の経営に従事してから5年以内に継承した人

補助額：就農後の経営発展のために導入する機械・施設等の導入費の3/4

（補助対象事業費上限1,000万円、経営開始資金活用者は補助対象事業費上限500万円、夫婦型は補助対象事業費上限1,500万円）

・経営開始資金 4,500

支援対象：経営開始時50歳未満の認定新規就農者

ただし、親元就農者は親の経営に従事してから5年以内に継承し、かつ新規作物の導入等の取組を行う人

補助額：12.5万円/月（150万円/年）×最長3年間

○地域おこし協力隊を活用した担い手育成事業 5,494

【目的】

市外から意欲ある農業研修生（地域おこし協力隊）を募集し、営農に必要な知識や技術を習得する中で、自分に合った営農モデルや就農場所を見つけ、地域農業の担い手として育成する。

【実施内容】

上越市担い手育成総合支援協議会などの関係機関・団体と連携し、農業研修生に対して基礎的な農業技術のほか、先進農家での営農実践や農業経営に必要な知識等の研修を行う。

1年目：基礎的な農業技術の習得と現地での様々な営農実践

2年目：就農希望農地での営農実践と経営手法等の習得

3年目：就農予定地での営農実践及び地域との交流

○新規就農者等定住転入促進事業 8,482（市補（一部県補））

【目的】

農業者の高齢化や後継者不足に対して、次代の農業を担う新規就農者を確保・育成し、地域農業の振興を図る。

【実施内容】

- ・おためし農業体験事業 558
支援対象：上越市で就農する意欲のある市外在住の61歳未満の人で、おためし農業体験に参加する人
補助率：宿泊費補助 宿泊費の1/2（上限額1泊4千円）
交通費補助 交通費の1/2（上限額10千円）
- ・新規就農者大型特殊免許等取得事業 200
支援対象：市内に住所を有し、就農等（研修等を含む）を開始してから3年を超えない50歳未満（中山間地域では61歳未満）の人
補助率：大型特殊・けん引の免許取得費の1/2（補助上限額それぞれ50千円）
- ・新規就農者農業用機械購入事業 3,000
支援対象：市内に住所を有する独立・自営就農（親元就農も含む）をしている50歳未満（中山間地域では61歳未満）の人で、農地を50a以上耕作し、その期間が3年（中山間地域では6年）を超えない人
補助率：農業用機械購入費の1/2（上限額500千円）
※中山間地域で耕作している場合は上限額1,000千円
- ・新規就農者住居費支援事業 720
支援対象：市外から転入し、市内で就農等（研修を含む）を開始してから3年を超えない50歳未満（中山間地域では61歳未満）の人
補助率：家賃月額 $\frac{1}{2} \times 12$ か月（上限額20千円/月）
※独立・自営就農した場合は補助対象期間24か月
- ・農業法人雇用支援事業 1,800
支援対象：中山間地域に住所を有し、年齢が50歳以上66歳未満の新規従業員を雇用する法人等
※中山間地域以外の法人等の場合は、新たに中山間地域で農地を1ha以上耕作すること（園芸作物は10a以上作付け販売していること）
補助額：新規従業員1人当たり年間最大60万円（最長4年間）
- ・農業求人サイトへの広告掲載 1,099
新規就農希望者が閲覧する専門の農業求人サイトに、おためし農業体験や各種農業施策、暮らしに関する情報などを掲載する。

歳出科目 (P 236～P 237)	6 款 1 項 3 目	農業振興費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
地域農業推進事業	394	1,128	△734

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	35	報酬	190
諸収入	1	旅費	179
一般財源	358	需用費	25

地域農業の持続的発展に向け、上越市食料・農業・農村基本計画に基づく各種施策を展開するとともに、上越市農業振興地域整備計画に基づく農用地の適正利用に取り組む。

○上越市食料・農業・農村基本計画に基づく施策の展開 358

【目的】

上越市食料・農業・農村基本計画に基づく各種施策を講じることにより、地域農業の特性をいかした豊かで住みよい、環境の保全に配慮した持続的に発展する地域社会の実現に寄与する。

【実施内容】

- ・上越市食料・農業・農村政策審議会の開催 2回
- ・令和6年度上越市食料・農業・農村アクションプランの進捗管理

○農業振興地域整備事業 36

【目的】

上越市農業振興地域整備計画に基づく各種施策を講じることにより、農業の健全な発展を図るとともに、農地の合理的な利用に寄与する。

【実施内容】

- ・農用地区域の編入及び除外等の変更手続について、関係法令等に基づき審査し、農用地利用計画を変更する。

提出課	農村振興課
-----	-------

歳出科目 (P 236～P 237)	6 款 1 項 3 目	農業振興費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
都市・農村交流促進事業	4,045	1,369	2,676

主な財源		主な経費	
財産収入	78	需用費	2,716
諸収入	1,209	役務費	5
一般財源	2,758	委託料	1,324

【目的】

都市住民を始めとした農業者以外の者が農業体験や農村交流を通じて自然に触れることで、農業・農村に対する理解を深める場を提供する。

【6年度目標】

大島ふるさと農園（田）貸付区画数 28 区画

【実施内容】

大島ふるさと農園の維持管理及び運営

- ・田植え、稲刈り体験ツアーの実施により、農業体験と農村交流を促進する。
- ・市のホームページや広報、ふるさと納税の返礼品登録等を通じて、棚田オーナーを募集する。

<主な維持管理>

大島ふるさと農園ため池取水ゲート修繕 2,538

<利用実績>

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸付可能区画数	34 区画	34 区画	34 区画
貸付区画数	23 区画	21 区画	24 区画
契約者数	19 人	17 人	20 人
県内者	2 人	2 人	2 人
県外者	17 人	15 人	18 人

※令和5年度内訳：県内者（上越市2人）

県外者（東京都7人、神奈川県7人、埼玉県2人、群馬県1人、岡山県1人）

歳出科目 (P 236～P 239)	6 款 1 項 3 目	農業振興費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
アグリビジネス創出支援事業	2,302	950	1,352

主な財源		主な経費	
繰入金	1,515	需用費	4
一般財源	787	負担金補助及び交付金	
			2,298

【目的】

雇用の創出や地場農産品の生産拡大、所得向上等を図るため、農業者等による地域資源を活用した6次産業化や農商工連携の取組を支援する。

【6年度目標】

6次産業化や農商工連携に取り組み、新商品を開発する農業者等 3件

【実施内容】

地域資源を活用した農産加工の取組について、農産加工品等の開発のほか農産加工への新規取組又は生産規模の拡大を図るために必要な機械や設備の導入、施設の改修に要する経費の一部を支援する。

・農産加工品等開発支援事業補助金

事業主体：地域資源を活用した農産加工に取り組む農業者等

対象経費：新たな農産加工品等の開発や直売所の開設に要する経費

区分		補助率	上限額 ※（）内は事業費上限額
農産加工品等の新たな開発又は直売所の開設に要する経費	一般地域及び中山間地域共通	1/2	500 (1,000)

※上限額を超える事業は、県単事業により支援する。

・農産加工品等規模拡大支援事業補助金

事業主体：地域資源を活用した農産加工に取り組む農業者等

対象経費：農産加工の取組に要する機械・設備の導入や施設の改修に要する経費

区分		補助率	上限額 ※（）内は事業費上限額
機械・設備費	一般地域	3/10	900 (3,000)
	中山間地域	1/3	333 (1,000)
施設改修費	一般地域	4.5/10	1,350 (3,000)
	中山間地域	5/10	500 (1,000)

※上限額を超える事業は、県単事業により支援する。

提 出 課	農政課
-------	-----

歳出科目（P238～P239）	6款1項3目	農業振興費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
食育推進支援事業	1,994	1,647	347

主な財源		主な経費	
一般財源	1,994	報酬	90
		報償費	163
		需用費	415
		役務費	156
		委託料	708
		負担金補助及び交付金	431

【目的】

上越市食育推進条例及び上越市食育推進計画に基づき、市民一人一人が自らの健康に関心を持って食を選び取っていく力を身につけることができる社会の構築を図るため、全市民的な運動として「食育」を総合的かつ計画的に推進する。

【6年度目標】

第4次上越市食育推進計画（令和4年度～令和8年度）に基づくアクションプランの各事業の年度目標を達成する。

【実施内容】

- ・上越市食育推進会議の開催 2回
上越市食育推進計画に基づくアクションプランの進捗管理、評価及び検証を行うとともに、食育の推進に関する意見交換等を行う。
- ・食育実践セミナーの開催
市民全世代が食への関心を高め、自分や家族の食生活を考え、食育の実践の環を広げる機会とするための食育実践セミナーを開催する。
- ・食育に関する情報の発信・啓発
高校生を対象とした食育講座による啓発活動のほか、市ホームページやSNS（ブックパッドやインスタグラム）等を活用し、食育に関する情報を積極的に発信する。
- ・上越市地産地消推進会議の開催 2回
地産地消推進の店認定店の新規及び更新認定時の意見聴取・審査のほか、上越製品の生産及び消費の拡大に関する事業について意見交換等を行う。
- ・プレミアム認定店の募集・認定（隔年実施）
地産地消の取組が一定基準を超え、上越製品の周知ができる地産地消推進マイスターがいる店を「プレミアム認定店」として認定する。
- ・地産地消推進キャンペーンの実施
地産地消推進の店認定店と協力して、上越製品の生産及び消費の拡大につながるキャンペーンを実施する。
- ・地産地消推進の店ロゴマークの活用
地産地消推進の店認定店において、各店舗のホームページへの掲載や店頭等での掲示によるPRを促すほか、ロゴマークを活用した販売促進資材を作成し広く周知することで、地産地消の推進につなげる。

【決定したロゴマーク】



上越市
地産地消推進の店

○地域独自の予算事業 431

- ・『健康寿命日本一を目指す「男の料理教室」』開催事業（高土区）（72）

地域で収穫される食材を学び、地域全体の健康寿命を延ばすため、男の料理教室を開催するほか、食材に関する知識やレシピを地域へ広報する。

実施主体：高新会

- [新]・郷土料理伝承事業（牧区）（359）

昔ながらの郷土料理や伝統食を次世代へ継承するため、郷土料理体験教室を開催し、地域の食や食文化への理解を深める。

実施主体：特定非営利活動法人よもぎの会

提出課	農村振興課
-----	-------

歳出科目 (P 238～P 239)	6 款 1 項 3 目	農業振興費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
農産物販売促進事業	8,169	9,240	△1,071

主な財源		主な経費	
繰入金	4,558	報償費	1,103
一般財源	3,611	旅費	436
		需用費	214
		役務費	551
		負担金補助及び交付金	5,852

農業者等の所得向上を図るため、農業者と実需者等が交流できる機会を設けるとともに、農業者等の販売力の強化に資する取組を展開する。

また、産地の知名度向上と信頼性を確保し、当市の安全・安心な農産物等の販売促進を図るため、都市生協組合員と生産者との顔の見える関係が維持できるようオンライン交流会を含めた産地交流事業を実施する。

○積極的な地場農産物の販売促進事業 1,108

【目的】

当市の農産物等の需要拡大と高付加価値販売の促進を図るため、農業者等と実需者や消費者を結びつけることにより、農業者等の所得の確保・向上を図る。

【6年度目標】

内容	件数
食品関連事業者とマッチングする農業者	3件
市外にマルシェ等の出店をする農業者等	15件

※上記件数はいずれも市の事業を活用した件数

【実施内容】

当市の農産物等の販売促進を図るため、農業者や食品産業関係者で構成する上越市農産物等販売促進実行委員会が実施する事業に要する経費を支援する。

- ・上越産農産物販売促進助成金 821

事業主体：上越市農産物等販売促進実行委員会

補助率：10/10

<主な事業内容>

- ・需要に応じた生産と農産物の市内流通を促進するため、マッチングを希望する市内農業者のほ場を食品関連事業者等が巡る「見学会」を開催する。
- ・上越の食材の新たな需要拡大と上越の魅力を首都圏等に周知するため、上越産農産物の使用を希望する首都圏等の飲食店等にサンプルを提供する。
- ・訴求力がある商品への改良の手がかりや上越産農産物等のリピーター獲得、認知度向上を図るため、首都圏等マルシェを開催する。

○農林水産物等マーケティング活動支援事業 5,692

【目的】

農林水産物等の販売力を強化することで、農業者等の所得の確保、向上を図るとともに、外部環境の変化に強く、経営感覚に優れた農業者等の育成につなげる。

【6年度目標】

内 容	件 数
自ら新たな販売活動等に取り組む農業者	5 件
市外にマルシェ等の出店をする農業者等（再掲）	15 件

※上記はいずれも市の事業を活用した件数

【実施内容】

- ・農林水産物等マーケティング活動実践塾 1,142
農業者や中小企業への豊富な支援経験を持つ専門家講師に加え、模範となる自ら販売促進に取り組む市内農業者からも学ぶ連続講座を開催する。
- ・農林水産物等マーケティング活動個別相談会 413
経営体の販売面での課題解決をサポートするため、販売手法の専門家による個別相談会を開催する。

[充]・農林水産物等マーケティング活動支援事業補助金 4,004

農業者等が行う営業活動や広告宣伝、高付加価値化に向けた取組のほか、販売手法の専門家の活用など、農林水産物等の販売力強化に必要な経費の一部を支援する。

また、農業者等が自ら販売する取組を更に促進するため、農林水産物等の付加価値向上を目的とした商標登録や認証取得などに要する経費等のほか、雪室を活用した学校給食用野菜等の保管に要する経費を新たに支援する。

区 分		補助率	補助金 上限額	販路拡大加算
中山間地域	販売農家	2/3	200	100
	認定農業者・認定新規就農者		300	
	農業者三者以上で構成する団体		400	
一般地域	販売農家	1/2	150	
	認定農業者・認定新規就農者		200	
	農業者三者以上で構成する団体		300	
林業・水産業	林業者又は漁業者	1/2	200	
	林業者又は漁業者三者以上で構成する団体		300	

※首都圏等で実施される商談会やマルシェへの出店等、自ら販売する事業の経費が15万円以上の場合は、販路拡大加算として補助金の上限額に10万円を加算する。

○都市生協との連携事業 1,242

【目的】

「食料と農業に関する基本協定」に基づき、都市生協であるパルシステム東京の組合員等との農作業体験・交流事業を通じて、当市の優れた農産物等への理解を深めてもらうことで、需要拡大と有利販売の促進につなげる。

【6年度目標】

都市生協組合員等と生産者との顔の見える産地交流事業を通じて、産地の知名度向上と信頼性が確保され、当市の安全・安心な農産物等の購入量が拡大している状態とする。

【実施内容】

- ・都市生協ホームページや産地だより、オンライン交流会等を通じ、当市の安全・安心で魅力ある商品を組合員に発信する。
- ・産地の思いやこだわりを持った当市の農産物等への理解を深めてもらうため、都市生協組合員を対象に、生活協同組合パルシステム東京が上越市内で実施する農作業体験等の産地交流事業に係る経費を支援する。
- ・食料と農業に関する基本協定に基づく都市農村交流事業補助金 900
事業主体：生活協同組合パルシステム東京
補助率：1/2
対象経費：参加者の移動に要する経費（公共交通機関の運賃、上越市内の移動に使用する車両の借上料等）

○地域独自の予算事業 127

[新]・牧区棚広産雪下キャベツ「ゆきひめ」収穫体験事業（牧区）（127）

地域資源である「雪」をいかした特産品として、雪下キャベツ「ゆきひめ」を広くPRし、販路拡大につなげるため、収穫体験等を通して、付加価値のある特産物であることを知ってもらい、交流人口の創出を図る。

実施主体：農事組合法人棚広生産組合

歳出科目（P238～P239）	6款1項3目	農業振興費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
農作物鳥獣被害防止対策事業	10,699	9,318	1,381

主な財源		主な経費	
県支出金	370	報酬	732
一般財源	10,329	旅費	230
		役務費	41
		負担金補助及び交付金	9,696

イノシシ等への鳥獣被害対策を強化するため、令和5年度までに実施した試行事業を踏まえ、ICTやドローン技術を活用した「スマート捕獲」を本格導入するほか、ジビエの利活用を推進するため、需要と供給の拡大に向けた新たな取組に着手する。また、今後の猟友会会員の世代交代を見据え、引き続き、若年層を中心とした担い手確保と狩猟技術の継承を推進する。

○農作物鳥獣被害防止対策事業 9,959

【目的】

イノシシを中心とした農地・農作物被害の早期根絶を図るため、上越市鳥獣被害防止対策協議会との連携の下、引き続き、「出没しにくい環境づくり」、「電気柵による侵入防止」、「加害個体の捕獲」の三つの対策を柱に取組を推進するとともに、鳥獣捕獲の担い手を確保・育成する。

【6年度目標】

鳥獣による農地・農作物被害の拡大防止

【実施内容】

・鳥獣被害対策実施隊の活動 1,003

鳥獣被害対策実施隊と地元集落からなる捕獲サポート隊との協体制の下、現に農作物被害が発生するグリーンシーズンにおける加害個体の捕獲を即応的に実施する。

[充]・上越市鳥獣被害防止対策協議会負担金 8,956

捕獲活動における労力負担の軽減と効率的な捕獲活動を実現するため、ICTやドローン技術を活用した「スマート捕獲」を本格導入するほか、ジビエの利活用を推進するため、狩猟者と飲食店関係者を対象とした学習会の開催など、需要と供給の拡大に向けた新たな取組に着手する。

また、引き続き、鳥獣が出没しにくい環境づくりの取組や電気柵の新設及び更新に向けた取組を支援するとともに、年間を通した有害鳥獣捕獲の推進のほか、わな猟等の狩猟免許取得に要する経費の支援や狩猟技術講習会の開催など、担い手の確保・育成に向けた取組を強力に推進する。

区分	主な対策の概要
拡充	<ul style="list-style-type: none"> スマート捕獲の本格導入 導入機器及び台数：受発信システム 10 基、ドローン 1 台
新規	<ul style="list-style-type: none"> ジビエ利活用の推進 実施内容：狩猟者を対象としたジビエハンター育成研修会の開催 飲食店を対象としたジビエ料理講習会の開催 飲食店への調理機会の提供
継続	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣が出没しにくい環境づくり（集落環境診断の導入）の実施 電気柵の新設（7 団体 19 km）及び更新（8 団体 8 km） スマート捕獲の実証 実証機器等：遠隔操作システム、間伐材を利用した緩衝帯 狩猟免許取得の支援（第二種銃猟、わな猟及び網猟の免許） 担い手の確保対策（イノシシの捕獲活動支援） 成獣 15,000 円/頭 幼獣 6,000 円/頭 狩猟技術講習会の開催（わな猟） 担い手確保に向けた情報発信及び勧誘活動 チラシの配布、市ホームページ・広報への掲載、広報 J ステーションでの呼びかけ、各種イベントへの出展など 新規猟銃取得の支援（国費分） 銃購入費の 1/2 以内（補助上限額：1 丁当たり 100 千円）



実証において、遠隔操作システムから送信された動画の様子



担い手確保に向けた勧誘活動の様子

○有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保事業費補助金 740（県単）

【目的】

第一種銃猟免許（ライフル銃・散弾銃）及び猟銃の所持許可の取得に要する経費を支援し、有害鳥獣捕獲の担い手を確保・育成する。

【6 年度目標】

今後の世代交代を見据え、有害鳥獣捕獲の担い手を安定的に確保・育成する。

【実施内容】

第一種銃猟免許等の取得に要する経費の一部を支援する。

対象経費：健康診断料、射撃教習受講料、ハンター保険料（上限 54 千円）

対象者：新規に第一種銃猟免許等を取得し、かつ、猟友会に所属し、市の有害鳥獣捕獲に協力する者

補助率：県 1/2 以内、市 1/2 以内